

官立山口高等中学校

官立山口高等中学校

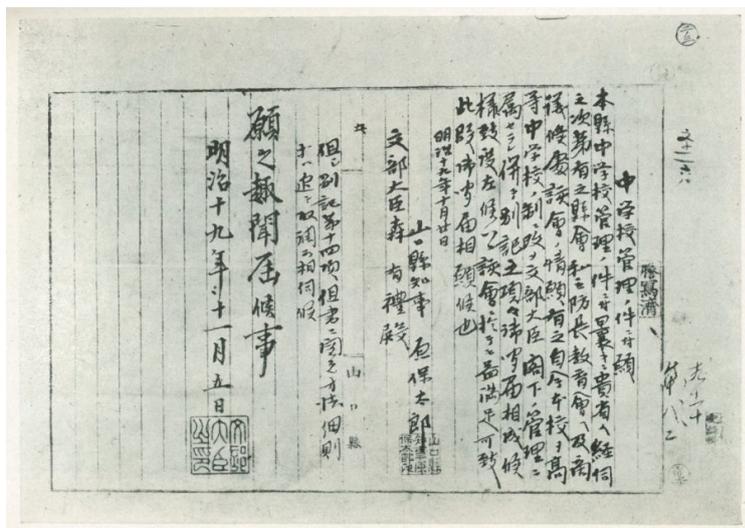
県教育界の熱意実る！

明治19(1886)年、政府は中学校令により全国を5学区(東京・仙台・京都・金沢・熊本)に分け、学区毎に高等中学校を1校ずつ設置することとした。

山口県は近畿・中四国地方とともに第3学区の京都に属したが、県民のための高等教育機関を是非とも県内に設置したいとの思いが教育界には強かった。そこで県当局は防長教育会と協議の上、(1)県立山口

中学校の敷地、校舎、諸設備を新設する高等中学校に移す。(2)防長教育会は毎年1万九千円を寄付する。(3)管理要項を定め、新設する高等中学校は文部大臣の所管とする。ということで文部省に設立を請願し、認可された。

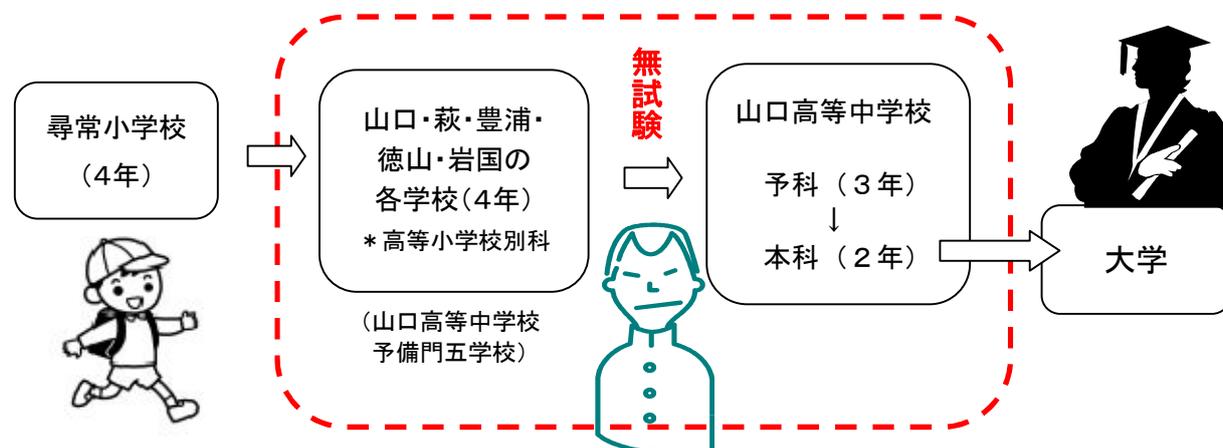
こうして明治19年11月、県立山口中学校は特例的に「諸学校通則」適用による官立山口高等中学校へと改称された。



山口高等中学校管理願

一貫した中等教育体系の実現

県立中学校時代に端を発した進学体系作りは、高等中学校の成立によって、ついに実現した。すなわち、小学校卒業から大学進学に至るまで9年一貫制の教育体系が整い、県内の青年子弟は高等中学校を終わるまで同一学制下に勉学する利便を得た。このことで、入学転校などによる時間と費用の損失を避けることができたことは大きな成果だった。



学科課程と学期

高等中学校本科の修業年限は2年だが、全国の制度と合わせるために、山口高等中学校では本科の下に予科3年を置いた。

本科には一部(法・文系)・二部(理・工系)の学科を設置し、生徒定員は本科80名(各部40名ずつ)、予科280名とした。

■学年は3学期制

第1学期 9/11～12/24(明治24年以降は 9/1～1/7)

第2学期 1/8～3/31(// 1/8～4/7)

第3学期 4/8～7/10(// 4/8～8/31)

■休業日

日曜日、秋季皇霊祭(秋分日)、神嘗祭かなめさい(10/17)、

天長節にいなめさい(11/3)、新嘗祭にいなめさい(11/23)、孝明天皇祭(1/30)、

紀元節(2/11)、春季皇霊祭(春分日)、神武天皇祭(4/3)、

夏季休業(7/11～9/10)、冬季休業(12/25～1/7)、

春季休業(4/1～4/7)

■授業料(年額)

本科10円、予科6円。これは他の官立高等中学校の半額にあたる。授業料を低廉に抑えたのは、いうまでもなく山口県民の子弟が修学し易くするためである。

<本科の学科目>

国語・漢文

第一外国語(英語)

第二外国語(独語か仏語)

ラテン語・地理・歴史・

数学・地質・鉱物・物理・

化学・天文・理財学・法学・

哲学・図画・力学・測量・

体操

* 明治24年6月、農科の増設に伴い、「動物及び植物」を追加。

当時の10円は、現代の15万円くらい。喫茶店のコーヒーが当時3銭だったとして、約300杯分になるよ。
今の山大生の年間授業料と比べると1/3以下だね。



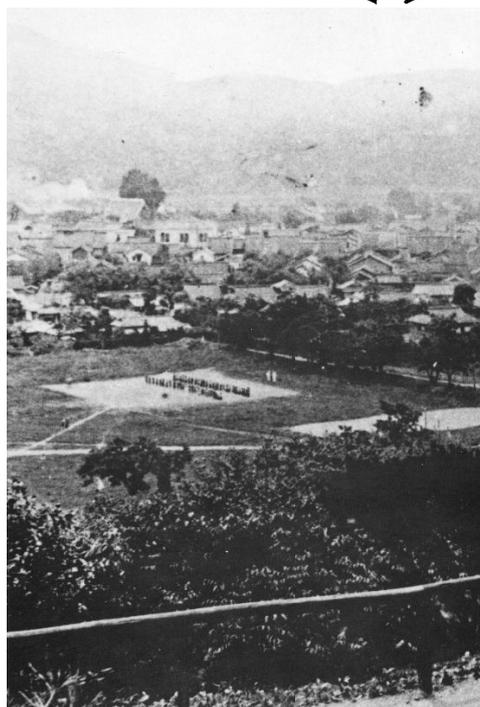
訓育を重視した家塾的校風

設立時のスタッフは、河内信朝校長以下教官13名(雇外国人教師1名を含む)と事務関係5名だった。

師弟の関係は極めて親密で、昼食は職員も生徒も食堂に行き、食後は運動場で一緒に蹴球などに興じた。当時は学事草創期で、何事も建設開拓の時期だったこともあり、一丸となって新校風の発揚に邁進していた。



後河原の風景



亀山公園から運動場を望む

ハウスクネヒトの意見書

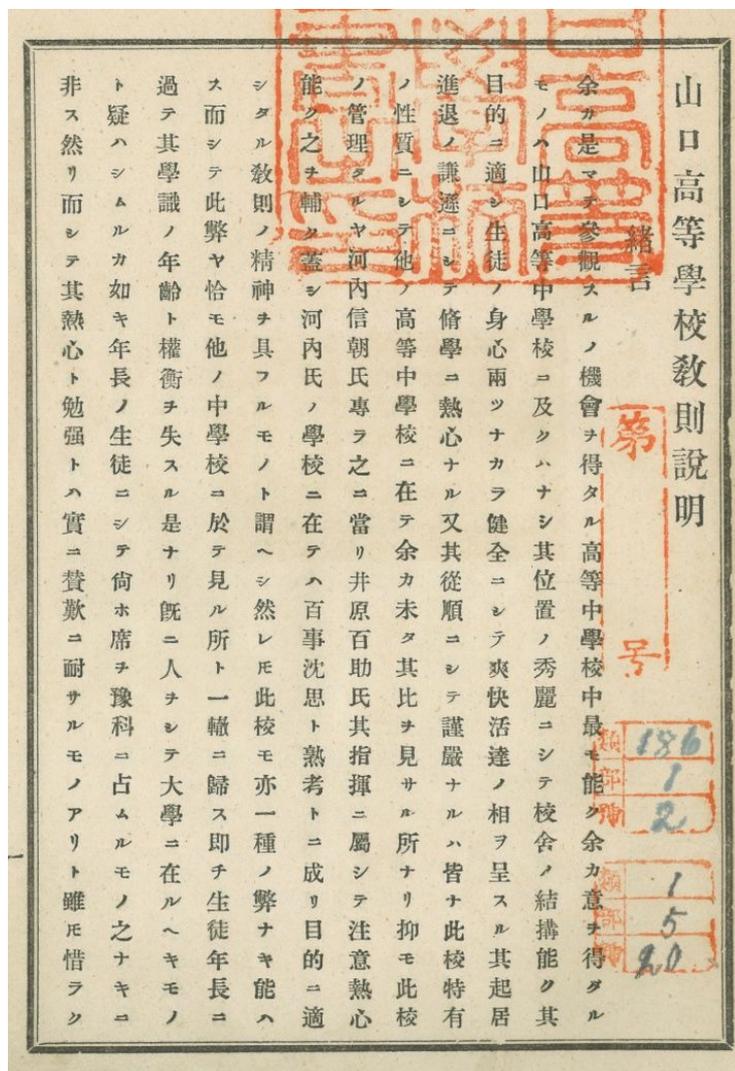
防長教育会が行ってきた山口高等中学校の教育制度を語る上で、欠かせない資料がある。

同会の役員であり、また山口高等中学校商議委員であった井上馨と品川弥次郎は、当時、帝国大学に雇われていたドイツ人エミール・ハウスクネヒトに対して、山口高等中学校の学事視察を依頼し、提言を求めた。

明治22(1889)年6月22日、山口を訪れたハウスクネヒトは、4日間かけて授業等を観察し、教則や組織などを調査した。後日、ハウスクネヒトがまとめた資料が「山口高等中学校教則説明書・同附録」と題する2冊の意見書である。



エミール・ハウスクネヒト



『山口高等学校教則説明書』

そもそも防長教育会は創立当初、県下の五中学の刷新を事業目的としており、その流れの中で、中学校令発布を受け、山口高等中学校を経営するに至った。そのために出来上がった独自の進学体系を、ハウスクネヒトは称賛。この意見書の中でドイツのギムナジウム(※)の制度に倣い、山口高等中学校と五学校を総合的組織体として、その教授法を説明した。

その内容は、あたかも防長教育会の運営方針を理論付けるものであったため、防長教育会もこれを信認し多大の期待をかけた。

明治23年8月には、帝国大学でハウスクネヒトの教えをうけた谷本富たにもととめりを教授に任命し、その理論の実施に備えた。以降、防長教育会による山口高等中学校の経営は、従来の独自の進学体系の方針にギムナジウムの制度を取り入れたものとして発展していった。

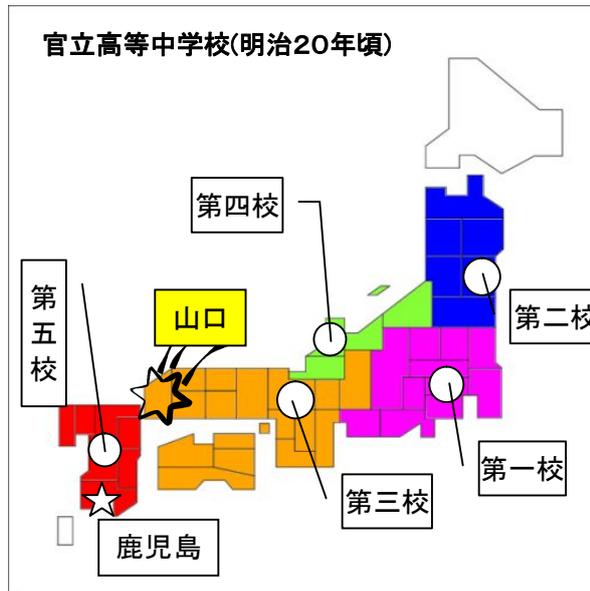
※ギムナジウムとはドイツの大学入学準備のための9年制の中等学校のひとつ。

ナンバーズクールと山口高等中学校

一般的にナンバーズクールとは、設置順を示す数字を校名につけた学校のことを言う。これらの学校は文部省管轄の下、国庫負担で運営されていた。

明治19(1886)年の中学校令により全国を5つの学区に分け、1学区に1校の高等中学校が設置された。山口高等中学校は第一、第三に次ぐ全国3番目の中学校として設置されたが、ナンバーズクールにはならなかった。

結果として、第一から第五までのナンバーズクールと、それらと同等の扱いを受ける特例的な存在として山口高等中学校と



鹿児島高等中学造士館ぞうしかんが設置された。しかし、この2校の経営は後に破綻。鹿児島高等中学造士館は明治29年の廃校後に第七高等学校造士館となり、山口高等中学校は山口高等学校となるが明治38年に廃校になり、官立山口高等商業学校へと引き継がれた。

なぜナンバーズクールにならなかったのか

山口高等中学校がナンバーズクールにならなかったのは、学校所在地の移転が行われやすいことへの懸念や、校名から「山口」を消すことで防長教育会創設時の教育目標が色褪せるのではないかという憂慮から、山口県民のための高等機関でありたいという思いの強かった防長教育会が校名に「山口」を冠することに固執したためである。

一方の鹿児島高等中学造士館も同様に、全国的に配置された学校ではなく、薩摩藩の時代から藩学の中心であった造士館の伝統の上に作られた学校という思いを込め、「造士館」の称を留めることを希望したとされる。

このように、県下での教育に重きをおいていた2県は中学校令と同時に公布された諸学校通則に則り、山口では毛利家、鹿児島では島津家が主となり多額の寄付をしたことによって、5校の高等中学校以外の特例的な学校として設立されたのである。

諸学校通則(明治十九年勅令第十六号)

第一条 師範学校ヲ除クノ外各種ノ学校又ハ書籍館ヲ設置維持スルニ足ルヘキ金額ヲ寄附シ其管理ヲ文部大臣又ハ府知事県令ニ願出ルモノアルトキハ之ヲ許可シ官立又ハ府県立ト同一ニ之ヲ認ムルコトヲ得但寄附人ノ望ニ依リ其名ヲ附スルコトヲ得

第二条 寄附金ハ其寄附人ヨリ指定セシ目途ノ外ニ支消スルコトヲ得ス (以下省略)